

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

静岡県立伊豆の国特別支援学校

第1章 基本的事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめのあらわれとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団からの無視、陰で悪口を言われる。
- ・軽く（ひどく）ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・お金や物を隠されたり、おどし取られたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、当該児童生徒の様子や周りの状況をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。いじめられた児童生徒の立場に立っていじめにあると判断した場合でも、行為を行った児童生徒に悪意がない行為や障害特性による行為に対しては、双方や関係者に理解を求めながら適切に対応する。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」も何度も繰り返されたり、複数の者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり傍観したりしている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも、決して許されない行為であるが、残念ながらどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることである。このことを踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。児童生徒が、友達や教師と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが重要である。自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、安心できる人間関係を構築する素地を養うことや、いじめの背景にもなるストレスに適切

に対処できる力、レジリエンスを育むことが必要になる。学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、誰かの役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感が高められるよう努める。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

いじめの早期発見のために、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的に認知する必要がある。

また、いじめがあることが確認された場合は直ちにいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、関係機関と連携して対応する。

第2章 いじめ対策のための組織

1 組織名

静岡県立伊豆の国特別支援学校 人権教育（いじめ対策）委員会

2 構成員等

責任者：教頭 実務担当者：生徒指導課長

構成員：校長、副校長、事務長、小・中・高 各学部主事、人権担当、養護教諭、外部委員
(該当児童生徒担任)

3 役割

- ・学校いじめ基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
- ・学校いじめ基本方針に沿った組織的な対応の確認
- ・いじめ事案に関する情報収集及び対策検討、判定
- ・いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証

第3章 いじめ防止のための対策

1 いじめの未然防止

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画をもとに児童生徒の良さを共有する指導を行う。
- ・対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進し、児童生徒のコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力を育む。
- ・豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- ・自分の良さや友達の良さ、大切さを認めることができる取り組みを推進する。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさなどを育てるため、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動を推進する。
- ・児童生徒が情報モラルを身に付けることができるよう、指導の充実を図る。
- ・教職員の連携を深め、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する。
- ・教職員の人権感覚を磨くため、定期的に教職員研修や人権感覚チェックを実施する。

2 いじめ防止のための各学部の取組～人権教育として～

学部	目 標	授 業 で の 取 組
小学部	友達や教職員との関わりを大切にする。	日常生活の指導（身近自立・習慣等）、 生活単元学習、特別活動（クラブ・交流教育・学級活動等） 自立活動、道徳（コミュニケーション・ソーシャルスキル）
中学部	思いやりのある生徒集団を目指す。	日常生活の指導（身近自立・習慣等） 生活単元学習（地域・進路教育等） 保健体育（性に関する指導）、外国語（文化の多様性） 作業学習（協働・習慣形成等） 総合的な学習の時間（自然・環境教育、余暇活動等） 特別活動（生徒会・委員会活動、交流教育、学級活動等） 自立活動、道徳（人間関係、社会性など）
高等部	社会でしなやかに生きる力を育てる。 （自己理解 他者理解）	日常生活の指導（基本的生活習慣） 生活単元学習（地域の学習・行事単元・協力） 保健体育（性に関する指導・感染症について） 職業（自分を知る・卒業後の生活） 特別活動、LHR（生徒会・委員会・学級活動） 特別の教科 道徳（自己理解・他者理解）

3 いじめ防止等のための年間計画（別紙）

第4章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見

- ・学部、学年の教職員による児童生徒のささいな変化への気づきを大切にする。
- ・養護教諭の健康観察をはじめとする児童生徒の変化について情報を共有する。
- ・児童生徒アンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・他害、喧嘩他、元気がない等、気になる行動がある場合は、学年主任や学部主事へ連絡する。同時に経過などの記録を開始する。
- ・疑われる事例があった場合には、管理職への速やかな報告を徹底する。

2 相談体制の整備

- ・いじめ等、気になることについて児童生徒・保護者が担任や学年主任、学部主事、養護教諭、管理職等、多様な窓口気軽に相談できることを周知する。（HR活動、面談、懇談会、cocoo等）
- ・スクールカウンセラーを活用できるよう、面談日を広く知らせたり、校内巡視から気になる児童生徒について情報を共有したりする。

第5章 いじめに対する措置

1 事実確認

- ・いじめと疑うことを発見したり、いじめの相談を受けたりした場合には、速やかに学部主事、管理職に報告する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認を行う。
- ・多方面からの情報収集による全体像の把握を行い、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ・事実確認の結果を受け、いじめとして対応すべきか否かの判断は対策委員会で行う。

2 当該児童生徒への指導・支援

- ・いじめと判断した場合は、問題対応のためのケース会議を開催する。
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等を決定し、全教職員に周知する。
- ・いじめを受けた児童生徒については、信頼できる人(親しい友人や教職員、保護者等)と連携し、被害児童生徒に寄り添い、支える体制を作る。
- ・いじめを行った児童生徒については、いじめは決して許されるものではないこと、相手が苦痛を感じていけばいじめであることを伝え、自らの行為の責任を自覚できるよう指導する。また、健全な人間関係を育むことができるよう、SSTなど継続的に個別指導を行う。
- ・いじめを見ていた周囲の児童生徒に対しても、自分の問題と捉えることができるよう、指導を行う。

3 保護者への対応

- ・事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡する。
- ・被害児童生徒の保護者に対し、徹底して当該児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、その上で指導方針と具体策を提示して、できる限りの不安の除去や再発防止への協力を依頼する。
- ・加害児童生徒の保護者に対し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

4 関係機関等との連携

- ・いじめが起きたときには、状況に応じて関わりのある関係機関(医療、福祉、警察、児童相談所等)と連携し、相互に補完し合い、一体となって取り組む。

5 スクールカウンセラーによる相談

- ・必要に応じ、スクールカウンセラーによる聞き取りを本人、保護者から行い、心のケアを図る。

6 経過観察と再発防止

- ・保護者と連携しながら継続的に経過観察を行い、必要に応じて追加支援を行う。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた支援体制を見直し、再構築する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

第6章 重大事態への対応

1 重大事態の定義

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
例えば・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

また、いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに重大事態と定義する。

2 重大事態発生時の基本的な対応

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。
- ・校長は速やかに県教育委員会に報告するとともに関係機関へ支援を求める。（「CRT派遣要請」等）
- ・教育委員会の判断のもと、指導・支援を受けて公平性・中立性を確保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。
- ・教育委員会の指導・支援のもと、いじめを受けた児童生徒や保護者に事実関係等その他の必要な情報を正確に伝える。

3 説明責任とマスコミ対応・危機管理

(1) 保護者への対応（保護者会）

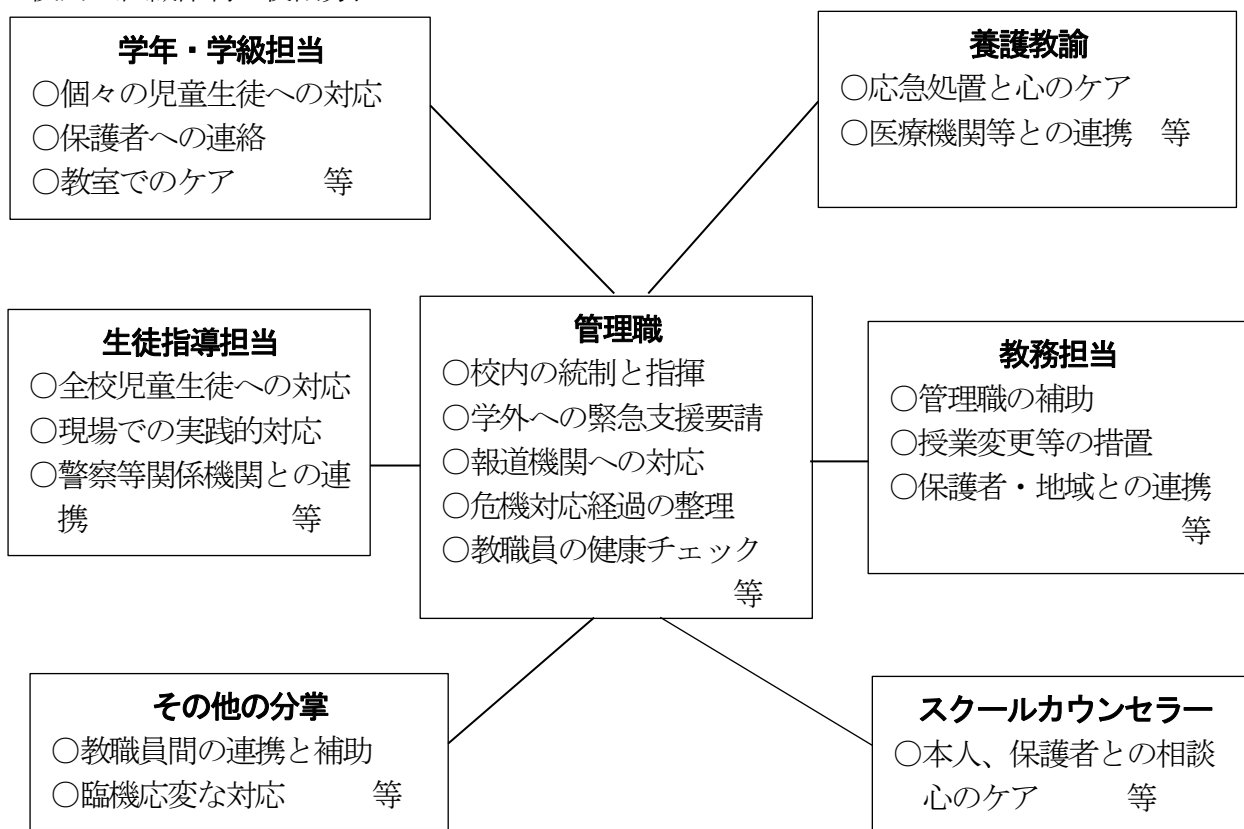
- ・**趣旨説明**：子どもを守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。
- ・**情報提供**：全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・**対応策の提示**：保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

(2) マスコミへの対応

- ・取材要請があった場合、県教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・多くの取材要請が予想される場合、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。
- ・取材要請が多いことが予想される場合、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、県教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。

- ・不明なことや把握していないことは、その旨を正確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

4 校内の組織体制と役割分担



いじめ対応マニュアル

児童生徒アンケート・日々の担任の見取り・面談からの情報 等

いじめと疑われる事態が確認された

- 管理職への報告
- いじめ対策委員会の招集
- 事実確認の明確化と共有化
 - ・いじめられた児童生徒への聴き取り調査開始
 - ・児童生徒、教職員に質問紙調査や聴き取り調査実施
 - ・保護者への連絡、聴き取り

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか。
いじめを生んだ背景事情、人間関係の調査

対応方針の作成

- ケース会議の開催
 - ・事実関係を基に全体像を捉え、対応方針や指導計画を作成する。

解決に向けた支援と指導

【いじめられた児童生徒への支援】

- ・「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・信頼できる教師が寄り添い、支える。
- ・安心して活動に取り組める学校生活のプランを立てる(別室登校や時差登校など)

【いじめた児童生徒への支援】

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解できるよう指導する。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に支援や指導を行う。

【周囲の児童生徒への支援】

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても自分の問題と捉えさせる。
- ・見て見ぬふりや、はやしたてることなどもいじめと同じだということを指導する。
- ・再発防止のため、クラスや学年全体でいじめについて考え、具体的な行動を指導する。

【保護者への対応】

- ・事実を伝え、指導方針と具体策を提示して、再発防止への協力を要請する。
- ・解決まで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

経過観察と再発防止

- いじめ対策委員会の再招集
 - ・事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。
 - ・担任や学部主事は次の学年や進路先への引継ぎにも配慮する。
 - ・保護者と連携しながら、児童生徒の経過観察を続ける。

令和4年度 いじめ防止等のための年間計画

	児童生徒に対する取り組み	教職員に対する取り組み	保護者に対する取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年児童生徒実態把握 スクールカウンセラー調整 	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 学部学年懇談会
5月	<ul style="list-style-type: none"> 学部学年による人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談
6月	<ul style="list-style-type: none"> 校内いじめ基本方針策定 スクールカウンセラーによる面談 	<ul style="list-style-type: none"> 人権ミニ講座 人権研修会参加 人権チェック (回収) 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー面談
7月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒アンケート実施 スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 参観懇談会 スクールカウンセラー面談
8月		<ul style="list-style-type: none"> 人権学習会 人権年間指導計画作成 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み後の児童生徒の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談
10月	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー面談 全校集会による人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 参観懇談会 スクールカウンセラー面談
11月	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> 人権ミニ講座 人権チェック (回収) 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー面談
12月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 参観 学校評価
1月	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み後の児童生徒の状況把握 スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> 人権自己チェック ケース会議 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー面談
2月	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー面談 	<ul style="list-style-type: none"> 人権ミニ講座 いじめ防止基本方針の見直し 人権自己チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談 いじめ体罰調査 スクールカウンセラー面談
3月	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> 人権チェック (回収) 	<ul style="list-style-type: none"> 参観懇談会

↑
日々の担任の見取り・聞き取り
↓